

## グローバルな財務活動に対する税制上の優遇措置



国際ビジネス活動（IBA: International Business Activity）に登録すると、該当する活動で得た所得に対する州税は全額まで還付を受けることができ、2012年度は15%の連邦法人所得税のみがかかります。

## グローバル財務活動に該当するものは？

通常、活動の一方の当事者がカナダの非居住者（企業）で、以下を対象とした非居住者（企業）向けの取引、または非居住者（企業）との取引、もしくは非居住者（企業）の代理で行われる取引活動がこれに該当します。

### グローバルな営業活動における流動性資産の管理

- ・ 非居住者本人として行う、所定の証券の取得または処分に関する非居住者と交わす契約または契約申し入れ（証券会社以外の会社のみ適用）
- ・ 居住者を対象とした、非居住者（企業）発行の、カナダ証券取引所非上場の証券のポートフォリオの運用管理
- ・ 非居住者（企業）関係者（企業）のための投資運用

### 直接金融型リースによる非居住者（企業）への資産の賃貸

#### 管理業務支援サービス

- ・ 非居住者（企業）の金融業務に直接関連する管理業務支援サービス

### 非居住者（企業）を対象とした外国為替取引

### 非居住者（企業）関係者（企業）のための財務アドバイス、財務調査

### ファクタリングおよび売掛金の回収

- ・ 非居住者（企業）から買い取った無償還債権のファクタリング（売掛債権買収）
- ・ 非居住者（企業）対象とした、非居住者（企業）からの売掛金の回収

### 金融リスクの管理

- ・ 非居住者および資産に関する生命、疾病、または事故のリスクの保険もしくは再保険契約（キャプティブ保険も含む）

## バンクーバー — 税金とビジネスコストが低い

バンクーバーの税率は「KPMG作成の優位な選択肢2012年、特別報告書：税に焦点」で調査した世界55都市の中で最も低くなっています。

### 税総合指数（法人向けサービス）

都市	税総合指数
バンクーバー IBA*	49.7
バンクーバー（カナダ）	56.4
トロント（カナダ）	65.9
モントリオール（カナダ）	70.1
ロンドン（英国）	74.0
シアトル（米国）	99.5
サンディエゴ（米国）	99.9
サンフランシスコ（米国）	104.4
フランクフルト（ドイツ）	128.8
パリ（フランス）	259.8

\*推定値。指数は米国平均を100とした場合の比率

出典：「KPMG優位な選択肢2012年、特別報告書：税に焦点」。税総合指数（TTI）には所得税、資本税、売上税、固定資産税、地方事業税、給与所得税などが含まれる。

法人向けサービスは、専門サービス業務（金融機関以外が行う国際金融サービス）と支援サービス業務（共用サービスセンター）の2つの業務の分析に基づく。

専門サービス会社の営業コストは他の大都市と比較するとバンクーバーは低い。出典：KPMG優位な選択肢2012年。

### コスト比較 — 専門サービス

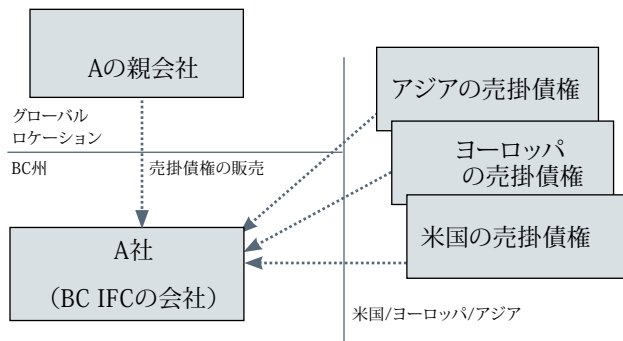
都市	コスト指数
バンクーバー（カナダ）	87.0
モントリオール（カナダ）	81.7
トロント（カナダ）	89.3
サンディエゴ（米国）	95.7
シアトル（米国）	96.9
フランクフルト（ドイツ）	100.9
パリ（フランス）	102.3
ロンドン（英国）	104.3
サンフランシスコ（米国）	105.1
東京（日本）	129.0

出典：KPMG 優位な選択肢2012年

## キャプティブファクタリング業務で利益を向上

### 実例

- A社の親会社は売掛債権を無償還でA社（BC IBA登録会社）に売る。
- A社はIBAプログラムに登録する。
- A社は親会社の売掛債権の回収業務を継続する。非居住者（企業）から売掛債権回収業務によって得た収入は税還付の対象となる。



### 説明

#### 以下を仮定する

- 国外の売掛債権: \$1億
- 売上債権の粗利益: 月次
- 無償還ファクタリングの割引率: 2%

#### 分析

ファクタリングによる収入 \$ 2,400万  
(1億ドルを12カ月間2%で運用した場合)

毎年の税還付 \$ 240万  
(BC州の税率10%に対してBC IBA登録会社の税率を0%とした場合)

#### 解説

- BC IBA登録会社は、BC州内で国際業務に対する財務構造として機能する。
- 2012年度は純法人税率15%という恩恵を享受できる。これは現行の米国の税率35%~40%に比べると非常に低い。

## 登録企業の社員にも、州所得税の還付を受けられる場合があります

IBAプログラムに参加する企業は、社員を国際ビジネス (IB) スペシャリストとして登録することができます。

- 登録IBスペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俸が最低\$100,000であること。
- IBスペシャリストはカナダ国外から赴任して、特定の専門知識を提供すること。またカナダに入国する前に雇用契約を既に交わしていること。
- 業務に費やす時間の最低70%は該当する国際ビジネス業務に専念することが義務づけられている。
- 管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事する場合は、時間割合の義務付けはない。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のある、管理部門業務ならびにバックオフィス業務に従事するスペシャリストの数は4名までとする。

IBAプログラムに参加する企業は、重要な意思決定を行う人 (複数可) をエグゼクティブ・スペシャリストとして登録することができます。

- 登録エグゼクティブ・スペシャリストは該当する所得にかかる州税の還付を申請することができる。還付額は初年度と2年度目は全額、3年度目は75%、4年度目は50%、5年度目は25%。
- この資格を満たすには、年俸が最低\$250,000であること。
- この年俸報酬は、プログラム参加企業の国際金融ビジネスの収入の計算に必ず組み入れること。
- プログラム参加企業の関連会社内で、適用資格のあるエグゼクティブ・スペシャリストの数は2名までとする。
- 雇用契約を交わす前は、カナダの非居住者であったこと。正式にカナダの居住者となる年の12月31日までに登録申請することが義務づけられている。
- 契約を交わす者、およびその親族は、登録企業と（アームズレンジャースループに則して）対等の立場で公正な取引を行うこと。

## ブリティッシュ・コロンビア州の競争上の優位点

- BC州の法人所得税率は10%。連邦税の15%と組み合わせるとBC州の税率は非常に優位性が高い。
- これまで8年間に亘り100件を越す減税策が導入され、その結果BC州では税率が北米の中でもかなり低い。
- Z/Yen グループが2012年9月発表した世界金融センター指数によると、フィナンシャルセンターとしてバンクーバーは世界16位にランクされている。ウエルス・マネジメントの分野でも8位にランク。
- BC州には多数の金融専門家が営業し、州全体で3万人余りが専門的な会計士資格 (CGA, CMA, CA, CFA) を保有している。
- ビジネス環境は好意的で、またビジネス投資のための特別移民規則、堅実な法規制下にある金融サービスセクター、米国内市场へ近いことなど利点が多い。
- BC州では政治、経済、社会が安定している。
- 毎年世界各国から4万人超がBC州を移住先として選んでいる。
- アジア太平洋地域へのカナダのゲートウェイの役割を果たすBC州は、経済的にも地理的にも北米の北西地域の一部を形成している。
- 林業、鉱業、漁業、農業は引き続き経済上重要な産業であると同時に、エコツーリズム、アグリツーリズム、映画、ハイテクなどの新産業の力強い台頭が見られる。
- 教育、交通輸送、テレコミュニケーションなどのインフラは世界でも最先端を誇っている。
- 北米西海岸に位置するBC州は、アジア、ヨーロッパ、北米各地と同じ営業日に取引を行うことができる。

## 詳細のご案内

AdvantageBC International Business Centre • Vancouver (旧IBC BC) はブリティッシュ・コロンビア州へ国際ビジネスの誘致推進を目的に1986年に設立され、国際ビジネス活動 (IBA) プログラムを通じて法制化された税制上の優遇措置の利用を積極的に奨励しています。AdvantageBCでは、税制優遇措置をはじめ、高学歴で多言語をあやつる人材、優れた通信インフラ、クリーンで優位性の高いエネルギー、高い生活水準など企業投資に最適な場所としてブリティッシュ・コロンビアがもつ数々のメリットを広くご案内しています。詳細はAdvantageBCのWebサイトwww.advantagebc.caへアクセスしてください。

国際ビジネス活動 (IBA) プログラムは、ブリティッシュ・コロンビア州財務省が所管しています。登録には、一定の基準を満たすことが必要です。詳細は同省Webサイト (www.sbr.gov.bc.ca/business/Income\_Taxes/International\_Business\_Activity/iba.htm) をご覧ください。

本内容は便宜上の手引きとしてのみ解説したもので、法律に代わるものではありません。企業各社が国際ビジネス活動法 (IBAA) に定められている優遇措置の利用を検討している場合、各社ごとに本措置を適用できるかどうか専門家にご相談ください。

2012年10月

## お問い合わせ先

Bruce Flexman, MBA, FCA  
President  
T: 604.683.6627  
F: 604.683.6646  
E: bflexman@advantagebc.ca

Jimmy Mitchell  
Vice President, Business Development  
T: 604.558.1007  
F: 604.683.6646  
E: jmitchell@advantagebc.ca

[www.advantagebc.ca](http://www.advantagebc.ca)

